

## 夏季休暇期間中！

# 家畜伝染病の防疫対策の更なる徹底をお願いします！！

本年2月にシンガポールで初めて**アフリカ豚熱**が、5月には韓国で4年振りに**口蹄疫**の発生を確認等、アジア・ヨーロッパ各地で伝染病発生が続き、日本への侵入リスクは依然高い。

10月の入国制限撤廃以降、6月時点で海外からの訪日客数はコロナ禍前の7割まで回復。この時期、日本人の海外渡航増加も想定され、家畜伝染病の国内侵入のリスクが急上昇。

家畜飼養農家の皆様には、家畜伝染病発生地域への不要不急の渡航を**自粛**するとともに、海外渡航者は農場に立ち入らないよう注意すること、農場訪問者の記録を行うなど**飼養衛生管理基準の再徹底**をお願いします。

### ※仮に渡航する場合には、以下の点に留意してください

- ① 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ② 動物(野生動物を含む)との不用な接触を避けること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した空港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

### ※帰国後には、飼養衛生管理基準に基づき以下の点に留意してください

- ① 帰国後一週間は衛生管理区域に立ち入らないこと。
- ② やむを得ず立ち入る場合には、事前に洗髪・入浴・更衣等の適切な措置を講じた上で立ち入ること。
- ③ 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。

### ※衛生管理区域への病原体持込み防止の再徹底と消毒について

- ① 看板の設置等により、必要のない者が衛生管理区域に立ち入らないようにすることと、不要な物を持ち込まないよう徹底して下さい。
- ② 農場の従業員を含め、衛生管理区域及び畜舎に立ち入る場合や物品を持ち込む場合には、手指、靴等の消毒その他必要な措置を実施して下さい。

### ※早期発見・早期通報の徹底について

- ① 毎日の健康観察を入念に行い、病気等の早期発見・通報に努めて下さい。  
症状を呈している家畜を発見した際は、家畜保健衛生所に速やかに連絡して下さい。